

平成 28 年 6 月 13 日
水管理・国土保全局
砂防部 保全課

平成 28 年熊本地震に係る災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等の 採択要件の緩和（特例措置）について

国土交通省は、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、別紙の概要のとおり採択要件を緩和するなどの特例措置を行うこととしました。

この特例措置により、放置すれば次期降雨や余震等で周辺の住家及び各種公共施設などに被害が拡大するおそれがある場合、高さ 3 m 以上の小規模な急傾斜地や宅地擁壁等に対する対策についても、一定の要件を満たせば実施できることとなります。

○災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 特例概要

< 現 行 >

- ・ 自然斜面を対象
- ・ がけ高 10 m（人家に被害があった箇所は 5 m）以上

< 特例措置 >

- ・ 人工斜面（宅地擁壁等）も対象
- ・ 人家に被害があり、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがある場合は 3 m 以上
- ・ ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること（追加）

○災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 特例概要

< 現 行 >

- ・ 自然斜面を対象
- ・ がけ高 5 m 以上

< 特例措置 >

- ・ 人工斜面（宅地擁壁等）も対象
- ・ 人家に被害があり、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがある場合は 3 m 以上
- ・ ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること（追加）

< 問い合わせ先 >

国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課

保全調整官 伊藤 仁志（内線 36202）、課長補佐 石田 和典（内線 36242）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8469

FAX 03-5253-1611

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択要件の緩和

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業(事業主体:都道府県)

風水害、震災等により新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に崩壊防止工事を実施するもの

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(事業主体:市町村)

激甚災害に伴い崩壊等が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に崩壊防止工事を実施するもの

【被災状況】



【事業実施後】



東日本大震災における災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(特例) 実施事例

現 行

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

- ①斜面: 自然斜面を対象
- ②がけ高: 10m(人家に被害があった箇所は5m)以上
- ③保全対象: 人家5戸以上

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

- ①斜面: 自然斜面を対象
- ②がけ高: 5m以上
- ③保全対象: 人家2戸以上

特例措置

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

- ①斜面: 人工斜面(宅地擁壁等)も対象
- ②がけ高: 人家に被害があり、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがある場合は、3m以上
- ③保全対象: 人家5戸以上
- ④その他: ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

- ①斜面: 人工斜面(宅地擁壁等)も対象
- ②がけ高: 人家に被害があり、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがある場合は、3m以上
- ③保全対象: 人家2戸以上
- ④その他: ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること